

# 公共下水道使用料改定のお知らせ

平成 27 年 4 月 1 日から公共下水道使用料が改定となりますので、お知らせします。

改定となるのは、公共下水道事業（旧五所川原地区）のみで、特定環境保全公共下水道事業（相内地区）、農業集落排水事業（梅田・藻川・蒔田地区）、漁業集落排水事業（十三地区）は、これまでどおりです。

## 1. 改定の目的

現在の公共下水道使用料は、水道料金の 65%を下水道使用料とする「水道料金比例制」を採用しています。

水道料金は、同じ水量を使用しても水道のメーター口径によって料金に差がありますが、下水道使用料は水道のメーター口径によらず、使用（排水）水量に応じて算定されるべきとの考えから、水道のメーター口径による料金算定を廃止し、使用（排水）水量で算定する「累進従量制」に改めます。

## 2. 改定の内容

水道のメーター口径による料金算定を廃止し、現在の使用料収入が確保できるよう新料金表を作成した結果、水道のメーター口径が 13mm のお客様及び、20mm と 25mm の一部のお客様において引き上げとなり、それ以外のお客様において引き下げとなります。

今回の改定は、値上げを目的としておりませんが、引き上げとなるお客様におかれましては、極力、引き上げ幅が大きくなるよう配慮した新料金表となっておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

また、公衆浴場及び公設プールにおいては、基本使用料のみが改定となります。

新料金表による現在の使用料との差額については、＜使用料の計算例＞をご参照ください。

改定後の下水道使用料が適用されるのは、口座振替をご利用のお客様につきましては、平成 27 年 6 月振替分（平成 27 年 5 月分）から、納入通知書でお支払いのお客様につきましては、平成 27 年 6 月 30 日納期限分（平成 27 年 5 月分）からとなります。

なお、平成 27 年 4 月分の下水道使用料につきましては、平成 27 年 4 月 1 日以降のご請求になりますが、改定前の使用料が適用になります。

ただし、平成 27 年 4 月 1 日以降に使用開始したお客様につきましては、改定後の下水道使用料が適用されます。

## 3. これからの下水道事業

当市の下水道事業は、昭和 59 年の供用開始以来、経費の削減及び人員の削減等により経営改善を行っており、平成 17 年度の市町村合併後は、公共下水道事業（旧五所川原地区）、特定環境保全公共下水道事業（相内地区）、農業集落排水事業（梅田・藻川・蒔田地区）、漁業集落排水事業（十三地区）、浄化槽設置整備事業及び、堰機能維持管理事業を下水道事業として統合しております。

さらに、平成 23 年度には公営企業となり、今後は、接続率の向上及び健全な事業運営に努め、独立採算による経営を目指します。

## 【 新料金表 】

(一般用)

(税抜き)

(公衆浴場・公設プール)

(税抜き)

基本使用料		1,000円/月
従量 使用料	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>	83円/m <sup>3</sup>
	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	117円/m <sup>3</sup>
	21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	152円/m <sup>3</sup>
	31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	189円/m <sup>3</sup>
	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	229円/m <sup>3</sup>
	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	288円/m <sup>3</sup>
	201m <sup>3</sup> 以上	368円/m <sup>3</sup>

基本使用料		1,000円/月
従量 使用料	公衆浴場 1m <sup>3</sup> あたり	10円/m <sup>3</sup>
	公設プール 1m <sup>3</sup> あたり	139円/m <sup>3</sup>

### <使用料の計算例>

水道のメーター口径 13mm で 1 箇月の水道使用水量が 20 m<sup>3</sup> の場合

現行使用料は 2,678円 (税込)

(新料金での計算)

1,000円 (基本使用料) + (83円 × 10m<sup>3</sup> (従量) + 117円 × 10m<sup>3</sup> (従量))

= 1,000円 + (830円 + 1,170円)

= 3,000円 × 1.08 (消費税率)

= 3,240円 (小数点以下切捨て)

(差額) 3,240円 - 2,678円 = **562円の増額**

## 【 下水道使用料早見表 】

(注) 下水道だけの料金です!!

(「水道メーター検針票」でご確認ください)

使用水量 (m <sup>3</sup> )	新使用料 (円:税込)
0	1,080
1	1,169
2	1,259
3	1,348
4	1,438
5	1,528
6	1,617
7	1,707
8	1,797
9	1,886
10	1,976
11	2,102
12	2,229
13	2,355
14	2,481
15	2,608
16	2,734
17	2,860
18	2,987
19	3,113
20	3,240

使用水量 (m <sup>3</sup> )	新使用料 (円:税込)
21	3,404
22	3,568
23	3,732
24	3,896
25	4,060
26	4,224
27	4,389
28	4,553
29	4,717
30	4,881
31	5,085
32	5,289
33	5,493
34	5,698
35	5,902
36	6,106
37	6,310
38	6,514
39	6,718
40	6,922

使用水量 (m <sup>3</sup> )	新使用料 (円:税込)
41	7,126
42	7,331
43	7,535
44	7,739
45	7,943
46	8,147
47	8,351
48	8,555
49	8,759
50	8,964
51	9,211
52	9,458
53	9,705
54	9,953
55	10,200
56	10,447
57	10,695
58	10,942
59	11,189
60	11,437

使用水量 (m <sup>3</sup> )	新使用料 (円:税込)
65	12,673
70	13,910
75	15,147
80	16,383
85	17,620
90	18,856
95	20,093
100	21,330
120	27,550
140	33,771
160	39,992
180	46,213
200	52,434
220	60,382
240	68,331
260	76,280
280	84,229
300	92,178
350	112,050
400	131,922

◇改定について、ご不明な点などございましたら、五所川原市上下水道部  
総務課へお問い合わせください。 電話 0173-34-9111